

平成30年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 民法・商法・民事訴訟法

試験時間 : 9 : 10 ~ 11 : 50

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、4ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、民法【問1】・【問2】、商法、民事訴訟法の4枚である。
4. 解答用紙は、4枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

試験科目名： 民 法

問題（配点：80点）

Aが失踪して7年以上経ち、Aが死んだものと思い込んだB（Aの子）は、Aについて失踪宣告を申し立て、家庭裁判所により、失踪宣告がされた。そして、A所有の居住用建物（以下「本件建物」という。）は、Aの唯一の相続人であるBが相続し、所有権移転登記がされた。

その後、Bは本件建物をCに2000万円で売却し、大金を手にしたBは急に気が大きくなり、600万円で自動車を購入するとともに、500万円を遊興費として費消し、手許には600万円で購入した自動車と現金900万円しか残っていない。

ところが、それから数か月して、Aが帰還し、Aの申立てにより、Aの失踪宣告は取り消された。

以上の事案について、次の小問に答えなさい。

問1（配点：40点）

- （1）Aは、Cから本件建物を取り戻すことができるか。
- （2）もしAがCから本件建物を取り戻すことができたとすると、その場合、BC間の法律関係はどうなるか。

問2（配点：40点）

ABCが相談をして、Cを本件建物の所有者とすることで合意がされた。その後、Cは本件建物をDに売却して引き渡した。CD間の売買契約では、登記移転と代金支払は3か月後にされることになっていた。

本件建物の引渡しを受けたDは、1か月後、本件建物をEに賃貸して引き渡し、Eが本件建物に住み始めた。

CD間で売買契約を結んでから3か月経ち、登記移転及び代金支払の履行期が到来したので、Cは登記移転の準備をし、Dに代金を支払うよう求めたが、全く別の案件でCと喧嘩をしたDは代金を用意せず、そのため、Cは、Dに対して相当の期間を定めて履行の催告をし、それでもDが代金を支払わないので、Dとの契約を解除した。

- （1）Cは、Eに対して、本件建物の引渡しを請求することができるか。
- （2）もしCがEに対して本件建物の引渡しを請求できないとすると、CはEに対して、どのような請求をすることができるか。

試験科目名： 商 法

問題（配点：40点）

インターネット関連の事業を営むA株式会社（公開会社・株券発行会社）の株主Bは、手元資金の確保のため、A会社の株式を友人Cに譲渡した。Cは株券を呈示して株主名簿の名義書換をA会社に請求した。Cはインターネット関連事業についてはまったく無知であり、A会社の代表取締役社長Dは、そのようなCが株主総会で発言したりすることを疎んじ、A会社の株主利益の確保という名目で、Cの請求を拒絶した。

その後、A会社は、事業拡大の資金を調達するために、取締役会決議に基づき、E株式会社を割当先とし、同社が有する議決権の割合が総議決権の2割になる株式を時価で発行した。A会社は、この株式発行に際して、募集事項の株主への通知または公告を行わなかった。名義書換がなされていないこと知ったCは、A会社に対して不信感を抱いたこともあり、新株発行無効の訴えにより、この株式発行の無効を主張しようと考えている。Cの訴えによる新株発行の無効は認められるか。なお、金融商品取引法の適用は考慮しなくてよい。

試験科目名： 民事訴訟法

問題（配点：40点）

XはYを被告として、5000万円の貸金返還請求訴訟を提起した。そしてXは、その証拠としてXとYの名義による貸金契約書と、Y名義の5000万円の領収書を証拠として提出した。

Yは、これに対して貸金契約と金銭の受領についていずれも認めたものの、5000万円は訴外Aに土地を売り渡すに際して、その代金としてXから受け取ったものであり、消費貸借の目的物として受領したものではないと主張した。

XはYの主張する訴外AとYとの土地売買契約の存在を認めたが、5000万円はそれと関係なく、XがYに消費貸借の目的たる金員として交付したものだとして主張した。

第1回口頭弁論期日の後、弁論準備期日が何回か開かれて、審理計画は作成しなかったが、争点の確認と取り調べる必要がある証人としてAの尋問を行うことと原告被告それぞれの本人尋問を一回の人証取調べ期日に行うことを決めて終結した。その後の口頭弁論期日において、Xは、先に認めていたYA間の土地売買契約について否認すると主張を変更し、その点についてもAを尋問する必要があると述べた。他方Yは、それまで争っていなかった貸金契約の成立について、口頭弁論期日において改めて否認すると述べた。

このXとYのそれぞれの主張の変更は許されるか。許されるために条件がある場合は、その条件も説明しなさい。

平成30年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目： 憲法・行政法

試験時間： 12:50～14:50

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙も含めて、10ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、憲法【第1問】・【第2問】、行政法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

試験科目名： 憲 法

第1問（配点：40点）

Xは、社会保険庁東京社会保険事務局M社会保険事務所に年金審査官として勤務していた厚生労働事務官である。Xは、国民年金の資格に関する事務等を取り扱う国民年金業務課で、相談室付係員として相談業務を担当し、管理職的地位にはない。Xの業務は、来庁した1日当たり20人程度の利用者からの年金の受給の可否や年金の請求、年金の見込額等に関する相談を受け、これに対し、コンピューターに保管されている当該利用者の年金に関する記録を調査した上、その情報に基づいて回答し、必要な手続をとるよう促すというものであった。そして、社会保険事務所の業務については、全ての部局の業務遂行の要件や手続が法令により詳細に定められていた上、相談業務に対する回答はコンピューターからの情報に基づくものであるため、Xの担当業務は、全く裁量の余地のないものであった。さらに、Xには、年金支給の可否を決定したり、支給される年金額等を変更したりする権限はなく、保険料の徴収等の手続に関与することもなく、社会保険の相談に関する業務を統括管理していた副長の指導の下で、専門職として、相談業務を担当してただけで、人事や監督に関する権限も与えられていなかった。

Xは、2000年11月9日施行の衆議院議員総選挙に際し、A党を支持する目的をもって、同年10月19日午後0時3分頃から約30分間、東京都中央区所在のB不動産ほか45か所に同党の機関紙及び同党を支持する政治的目的を有する無署名の文書を配布した（以下「本件配布行為」という。）。本件配布行為は、勤務時間外である休日に、国ないし職場の施設を利用せずに、公務員としての地位を利用することなく行われたものであり、また、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく、公務員であることを明らかにすることなく、無言で郵便受けに文書を配布したものであって、公務員による行為と認識し得る態様でもなかった。

Xは、本件配布行為が、国家公務員法110条1項19号、102条1項、人事院規則14-7の6項7号、13号にあたるとして起訴された。

この事例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

（参考条文）

国家公務員法

第102条1項 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

試験科目名： 憲 法

第110条1項 次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（中略）

十九 第102条第1項に規定する政治的行為の制限に違反した者

人事院規則14-7

6 法〔国家公務員法〕第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

（中略）

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

（中略）

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。

第2問（配点：40点）

政党助成法は、第2条で定義された「政党」に対して、「政党に所属する衆議院議員及び参議院議員の数」及び「総選挙の小選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙並びに通常選挙の比例代表選出議員の選挙及び選挙区選出議員の選挙における政党の得票総数」に応じて、国が政党交付金を交付することを定めている（第3条）。

かかる規定に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

（参考条文）

政党助成法

第1条 この法律は、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、このために必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金の交付に関する手続を定めるとともに、その使途の報告その他必要な措置を講ずることにより、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条 この法律において「政党」とは、政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のい

試験科目名： 憲 法

いずれかに該当するものをいう。

- 一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの
- 二 前号の規定に該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、直近において行われた衆議院議員の総選挙（以下単に「総選挙」という。）における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙（以下単に「通常選挙」という。）若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であるもの

2 （略）

第3条 国は、この法律の定めるところにより、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号。以下「法人格付与法」という。）

第4条第1項の規定による法人である政党に対して、政党交付金を交付する。

2 政党交付金は、議員数割（政党に所属する衆議院議員及び参議院議員の数に応じて交付される政党交付金をいう。以下同じ。）及び得票数割（総選挙の小選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙並びに通常選挙の比例代表選出議員の選挙及び選挙区選出議員の選挙における政党の得票総数に応じて交付される政党交付金をいう。以下同じ。）とする。

試験科目名： 行政法

問題（配点：40点）

X市は、人口減少に伴う税収の低下により、行政サービスの抜本的な見直しが迫られていたところ、X市市長Yは平成22年1月、X市が設置管理する公の施設である4つの市立保育所のうち2つを廃止し、社会福祉法人に委託する方針を固め、X市議会にX市保育所条例改正案を提出した。X市議会はこれを受け、同年7月、A保育所とB保育所を廃止する内容（X市が設置する保育所を定めた条例の別表からA保育所とB保育所を削除するもの。）を盛り込んだX市保育所条例の一部を改正する条例（以下「本件保育所廃止条例」という。）を可決、成立させた（平成23年4月1日施行）。

その後、さらに市長Yは、平成24年1月、X市が設置管理する公の施設であるC博物館を、地方自治法244条の2第3項に基づき、指定管理者に運営させる方針を固め、「X市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」に基づき、「X市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する事務処理要綱」が定める公募手続を経て、イベント企画会社Dを指定管理者として指定した（以下「本件指定処分」という。）。なお、指定管理者選定委員会には、Dの代表取締役と親戚関係にあるZ委員が入っており、また選考過程において面接が実施されたのは、公募に応募した事業者のうちDのみであった。

次の各問いに答えなさい。

問1

A保育所を利用している児童の親Fは、X市議会による本件保育所廃止条例の制定により、保育士の大幅な入れ替えなど保育環境が大きく変化し、保育の質が低下するのではないかと危惧している。そこでFは、本件保育所廃止条例の取消しを求めるべく、取消訴訟を提起したいと考えている。本件保育所廃止条例の処分性を肯定するためにどのような主張をすべきか、検討しなさい。

問2

（1）これまでC博物館を度々利用してきたGは、今後、管理者がX市ではなく指定管理者Dになると、以後、利潤を追求した展示内容が優先され、幅広い利用者を対象とした展示が減少するのではないかと危惧し、X市が管理

試験科目名： 行政法

運営する博物館に戻すことを目指して、本件指定処分取消訴訟を提起したいと考えている。このような訴えは認められるか、検討しなさい。

（2）指定管理者がDに決定した後、同じ公募に応募していた、Dと同様の事業実績のあるQは、指定管理者の選定手続において瑕疵があったとして裁判所に訴えを提起したいと考えている。どのような処分を対象とし、またどのような訴えを提起して争うことが考えられるか、検討しなさい（行政事件訴訟法に定めがあるものに限る。）。また訴えが認められた場合、Qは本案でどのような主張をすべきか。X市の反論を考慮に入れながら、検討しなさい。

（参考条文）

- ・（平成24年改正前）児童福祉法
（乳児・幼児等の保育）

第24条

- 1 市町村は、保護者の労働及び疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。・・・
- 2 前項の規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。
.....

（保育所）

第39条

- 1 保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。
- 2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

試験科目名： 行政法

- ・ X市保育所条例の一部を改正する条例

A保育所並びにB保育所を別表第一から削除する。・・・

附則

この条例は平成23年4月1日から施行する。

- ・ 地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

1 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。・・・

- ・ X市公の施設に係る指定管理者の指定手續に関する条例

(趣旨)

第1条

この条例は、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条

市長、公営企業管理者又は教育委員会（以下第15条までにおいて「市長等」という。）は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。

試験科目名： 行政法

- (1) 指定施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請に必要な書類・・・
(指定管理者の指定の申請)

第3条

1 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長等に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 指定施設の名称・・・

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (2) 指定施設の管理に係る事業計画書・・・

(指定候補者の選定)

第4条

1 市長等は、前条第1項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして審査したうえ、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

2 市長等は、前項の規定による選定と同時に、申請団体のうち指定候補者以外の団体（以下「非選定者」という。）を指定管理者に指定しない旨の処分をしなければならない。

(指定管理者の指定)

第5条

1 市長等は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が市会において議決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しなければならない。

2 市長等は、前項の議案が市会において否決されたときは、速やかに当該指

試験科目名： 行政法

定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分を行わなければならない。

3 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。・・・

（意見の聴取）

第15条

1 市長等は、第2条本文の規定により公募しようとするとき、及び第4条第1項の規定により指定候補者を選定しようとするときは、次条に規定する委員会の意見を聴かななければならない。

（委員会）

第16条

1 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、第2条本文の規定による公募又は第4条第1項の規定による指定候補者の選定及び指定施設の管理に関する事項について、市長等の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、委員会を置くことができる。

・ X市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱（抜粋）

第5 選定（指定手続条例第4条関係）

1 指定管理者選定委員会

（1）指定管理者選定委員会の設置

指定管理者として指定すべき団体について、選定方式を決定し、選定を行うための附属機関として、指定手続条例16条に基づき、指定管理者に管理を行わせようとする施設ごとに指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（2）委員

選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから所管局長が選任すること。

ア 施設を所管する局長、部長等の内部委員

イ 学識経験者など施設の運営等に関して専門知識を有する外部委員

選定手続の公正及び客観性を確保するため、内部委員は原則として1名とすること。

なお、上記ア並びにイに該当する委員が、申込みを予定している団体の役員を兼任している場合は、手続の公正性の観点から、選定委員となることはでき

試験科目名： 行政法

ない。・・・

2 選定方式

選定委員会は、指定手続条例第3条各号の書類に基づき、申込資格を有する申込者の中から、選定基準に照らし、施設の管理を行うに最も適当と認められる団体を指定管理者となるべき相手方として選定するが、その具体的な方式は、施設の性質・目的や申込者数等に応じて各選定委員会において決定する。また、選定に当たっては、必要に応じ、面接を併せて行うこと。

選定の具体的な方式の例としては、次のものが考えられるが、選定結果については、議会や市民に対する説明責任を果たすため公表することから、原則として総合点数方式とすること。なお、非公募の場合で、法令その他により具体的な業務内容が規定されるなど、総合点数方式に馴染まないと判断される場合においては、採決方式によることもできる。

（1）総合点数方式

あらかじめ設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高くなる団体を相手方とするもの

（2）採決方式

各委員が適当と思う団体について意見を表明し、選定委員会全体で議論した後、全委員による多数決等によって相手方を決定するもの

平成30年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法 科 大 学 院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 刑 法 ・ 刑事訴訟法

試験時間 : 15 : 30 ~ 17 : 30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、4ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、刑法【第1問】・【第2問】、刑事訴訟法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

試験科目名： 刑法

第1問（配点：40点）

X（女性・32歳）は、Y（男性・31歳）と内縁関係にあり、2015年1月から、Y、及びXの連れ子であるA（男児・3歳）と共に同居していたが、Yは、同年4月頃から、Aに対して、平手や手拳で顔面や頭部を殴打するなどのせっかみを繰り返すようになった。この間、Xはこれを見ても、無理にYを制止すると逆に自分が暴力を受ける可能性があったことから、制止することなく、無関心な態度を示していた。

同年6月の某日午後7時頃、Yが帰宅したところ、居間が散らかっていたため、YはAに「おもちゃを散らかしたのはお前か」などと強い口調で尋ねたが、Aは何も答えず睨みつけるような目つきをしたことから、Yはこれに立腹し、Aの顔面や頭部を暴行の意思の下に数回殴打したところ、Aは突然短い悲鳴を上げてその場に倒れ、意識を失い、ほどなくして硬膜下出血等による脳機能障害によって死亡した。その間、Xは、居間の隣にある台所で夕食の準備をしていたが、Yの怒鳴り声を聞いて、YがいつものようにAに対してせっかみを加えていると思いながらも、XがYの行為を実力で阻止しようとするれば、X自身が負傷する可能性があったこと、さらには当時Xが妊娠中であり、場合によっては胎児の健康にまで影響が及ぶおそれがあったことから、見て見ぬふりをしようと考え、居間に入ることはなかった。

X及びYの罪責について論ぜよ。ただし、特別法については論ずる必要はない。

試験科目名： 刑法

第2問（配点：40点）

XとYは共謀の上、金員を強取しようと考え、平成29年6月6日午前零時55分ころ、札幌市中央区所在の凸凹ビルの2階にあるエステ店「リプリ」において、客を装って出入り口から店内に入り、正面にある受付にいた同店店長のBと二、三言、言葉を交わした後、Xはいきなり所携のエアガンを取り出し、同人の腹辺りに突きつけた上、同人を受付と衝立で区切られている東隣の待合室のソファに座らせた。その直後、従業員Cが、客に頼まれた水を入れたコップを持って待合室東隣にある控室のドアを開けて待合室に出て来たので、YがCの腹辺りに所携のエアガンを突きつけ、Bの隣に座らせた。続いて、受付の西側に並んでいるカーテンで仕切られた個室の1つから同店従業員Dがカーテンを開けて通路へ出てきたので、XがDにエアガンを突きつけた上、「黙っている。」などと言って待合室に連行し、ソファに座らせた。その後、XとYは個室が並んでいる通路奥西側中央の窓際に取り付けられていた警報機が赤く点滅しているのに気付き、Yがソファに座っているBらにエアガンを突きつけてその反抗を抑圧する一方で、Xが警報機の側に行き、点滅しているフラッシュライトを引き降ろし、エアガンで叩くなどした。そのころ、個室にいた客のEが通路に出てきたので、YがEの後頭部にエアガンを突きつけて待合室に連行し、ソファに座らせた。その直後、XとYは、受付カウンターの下にあった手提げ金庫から、現金約6万円を奪い、店から外に出て逃走した。

他方、店の経営者であるAは、受付の西隣にある個室のベッドの上に横になり仮眠していたが、XとYが同店に入店した直後ころに目を覚まし、カーテンの隙間から待合室の方向を覗き見たところ、CがYからけん銃らしきものを突きつけられるのを見て、Aは、同室内に持ち込んでいた警報機のスイッチを入れた後、同店舗西側の北の窓から外へ逃げ出そうと考え、早歩きで西側の個室に移動したところ、同室方向へ近寄ってくる足音を聞いたことから、XとYが追いかけてきたと思い、自分も捕まるのではないかと恐怖の余り、窓からその下方に作られている建造物の上に一旦降りてから地上に脱出しようと決意した。そして、窓から飛び降りたものの、建造物の上に降りるのに失敗し、そのまま地上に転落して全治148日間を要する左手関節開放骨折、左肘脱臼、左肋骨骨折の重傷を負った。

XとYの罪責を検討せよ。ただし、特別法については論ずる必要はない。

試験科目名： 刑事訴訟法

問題（配点：40点）

バッグのひったくり事件を捜査していた警察官Aは、被害者V女を犯行現場に立ち会わせて実況見分を実施した。警察官Aが作成した実況見分調書には、「私は、このP地点で信号待ちをしていました。私がバッグをひったくられたのはこのP地点です。」という、V女の供述を記載した部分があり、またその記載部分とともに、V女がP地点を指し示す写真が貼付されていた。さらに、この実況見分調書には、「私は、バッグをひったくられた勢いで転んでしまいました。」という、V女の供述を記載した部分があり、その記載部分とともに、V女が自ら転んだ姿勢を再現した写真が貼付されていた。

この実況見分調書の供述部分及び写真が証拠能力を具備する要件について論述せよ。